



鈴鹿地区交通安全だより

～2022, No. 3～

※ 三重県交通安全協会ホームページから過去発行のものが閲覧できます。

令和4年3月1日
鈴鹿地区交通安全協会
電話・FAX 059-388-1241
suzukaanky@jeans.ocn.ne.jp

1 鈴鹿市内(鈴鹿警察署管内)における交通事故発生状況(2月末現在の暫定値)

～ 年末から物件事故が多発傾向となり、これに伴い総事故件数が増加!! ～

〈1. 三重県内〉

(暫定値)

	総事故件数	人身事故					物件事故件数
		件数	死者数	負傷者数			
				重傷者	軽傷者		
本年	8,037	498	8	626	85	541	7,539
前年	7,675	418	6	507	82	425	7,257
増減数	362	80	2	119	3	116	282
増減率	4.7%	19.1%	33.3%	23.5%	3.7%	27.3%	3.9%

〈2. 鈴鹿警察署管内〉

(暫定値)

	総事故件数	人身事故					物件事故件数
		件数	死者数	負傷者数			
				重傷者	軽傷者		
本年	852	38	2	45	6	39	814
前年	822	51	2	58	12	46	771
増減数	30	-13	0	-13	-6	-7	43
増減率	3.6%	-25.5%	0.0%	-22.4%	-50.0%	-15.2%	5.6%

* 各表の数値は「暫定値」です。数値の取扱いに注意願います。

※ 日々の県内発生状況及び市町別死者数は県警HP「交通日報」にタイムリーにアップされています。

2 交通安全関係の話題～道路交通法の改正により、本年5月13日から下記2点が導入されます。

(1) 「運転技能検査」の導入

～75歳以上のドライバーが“基準日”より3年以内に一定の違反があると受検対象に!～

本年5月から、“基準日”(免許有効期間満了直前の誕生日の160日前)より3年以内に、信号無視などの11種類の違反(*)があると、**運転技能検査**(自動車学校等コースを実車で走行し、一時停止や信号通過などの課題を行う。)の受験が義務付けられ、この検査に合格しないと免許証の更新ができなくなるというものです。

*〈運転技能検査の対象となる11種類の違反〉

信号無視	交差点右左折方法違反等
通行区分違反(逆走等)	交差点安全進行義務違反等
通行帯違反(追い越し車線走行等)	横断歩行者等妨害
速度超過	安全運転義務違反(前方不注意等)
横断等禁止違反(Uターン等)	携帯電話使用等(交通の危険を生じさせたり、携帯電話を保持した場合に限る。)
踏切不停止等・遮断踏切立入り	



(2) 「サポートカー限定免許」の新設

～自動ブレーキなどの機能が付いた“サポートカー”の限定免許が導入!～



申請により、自動ブレーキやペダル踏み間違い時加速抑制装置等、先進安全機能を備えた「安全運転サポート車」に運転を限定する、条件付き免許の交付が可能となります。

【条件】性能認定が行われた普通車で、装置が保安基準に適合したもの

※サポートカー限定免許でも、原付・小特の運転は可能です。

免許条件違反～罰則：3か月以下の懲役又は5万円以下の罰金 違反点：2点 反則金：7,000円

～詳細は県警HP等で確認願います。～



(一財) 三重県交通安全協会 : <http://www.mie-ankyoku.com>

三重県警察 : <http://www.police.pref.mie.jp>

